

【1. 総会で決めなければならない細則－①】

入会金及び会費に関する細則

※ 定款第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時、及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(総則)

第1条 定款第7条に規定する会員の入会金及び会費に関する事項を、次のように定めるものとする。

(入会金)

第2条 正会員の入会金は、1,000円とする。

(会費)

第3条 正会員の会費は、年額2,500円とする。ただし、初年度は1,500円とする。

(入会金及び会費の納入)

第4条 新規正会員は入会時に入会金を納入するものとする。又、会費の納入は年1回とし、毎年度6月末までに納入しなければならない。

附則 この細則は、平成25年4月1日から施行する。